

氏名	多田(小宮)かおり			
ヨミガナ	タダ(コミヤ)カオリ			
学位の種類	博士(映像メディア学)			
学位記番号	映博第11号			
学位授与年月日	平成29年3月27日			
学位論文等題目	〈論文〉 映像作品の制作・流通の歴史的発展-1960~1970年代を中心に			
論文等審査委員				
(主査)	東京芸術大学	教授	(映像研究科)	桂 英史
(論文第1副査)	東京芸術大学	教授	(映像研究科)	桐山 孝司
(副査)	東京芸術大学	教授	(映像研究科)	長 寛 寛幸
(副査)	東京芸術大学	教授	(映像研究科)	布山 タルト
(副査)	稚内北星学園大学	准教授		阪本 裕文

(論文内容の要旨)

視覚芸術の領域における映像作品は、いかにして流通するのだろうか。これらは商業映画でもテレビ番組でもない。このような作品は1920年代頃に商業映画とは異なるジャンルとして当時の先進国において顕在化し始め、1950年代から70年代初頭にかけては「アヴァンギャルド映画」や「ビデオアート」といったカテゴリーとして認知され、さらにより近年では欧米の視覚芸術の領域において「アーティスト・フィルム (Artists' film)」などと呼ばれるようになった。また2010年代においては、アートフェアを始めとした美術市場の売買の場でも、その価格はかつてないほど上昇し、存在感を強めている。

しかし、映像作品は、その発生当時においては、美術品としての価値が見出しにくく、美術市場での流通につなげることが困難であった。なぜならそれは、本質的に無限な、機械的複製が可能なメディアであり、また、上映(再生)するという、物理的な実体のない方法でしか、展示できなかったからである。しかしまさにこの点において、映像作品は、60年代以降の視覚芸術の領域を考える上で、重要である。なぜなら、そのメディア自体が、伝統的な視覚芸術の媒体の特性を乗り越える批評性を持ち、そのため戦後視覚芸術の領域における「実験」や「前衛」という価値観を典型的に表しているからである。本研究では、このような作品の流通の形式と、流通の背景となる美術のムーブメントについて論じる。

キーワード：映像作品、美術市場、ビジネスモデル、Non-Theoretical、ビデオアート・ディストリビューション、Filmmakers Co-op

(論文審査結果の要旨)

本論文は主に第二次世界大戦後における映像芸術の揺籃期(非商業映画)において、美術作品として評価されてゆく課程で商業ギャラリーがアートマーケットで行った諸活動の変遷を、主に美術史的な観点から考察した実証的研究である。研究方法としては、主に文献研究を中心に据えながら、一部自らが行った関係者へのインタビューを交えながら、歴史的な考証を行う比較研究である。

著者は第二次世界戦後すぐにアヴァンギャルド映画と呼ばれる非商業映画が受容されたことから論を開始している。もちろん1950年以降にさまざまなアーティストによって発表されてきた「コンセプチュア

ルアート」という概念における急速かつ大幅な変化と拡大について触れながら、その結果美術史を検証してゆく上でも、映像など新しいメディアがどのような「人為的な稀少性」で取引されてきたかという論点で大きな歴史的な転換が迫られてきたと指摘しながら、映像作品が「市場の失敗」となってきた経緯について論じる。そこから映像作品というマルチプルな形式が非排他的な「価値」や映像作品の独自性の担保など、これまで美術史でもメディア史でも経済学史でも研究対象とは位置づけられることの少なかった諸問題が歴史的な考証を基軸として、「人為的な稀少性」という作業仮説から新しい視野の中に浮かび上がってくる。

現代美術が常に市場(アートマーケット)の第二次世界大戦後のアメリカにおける円熟や洗練の内部に萌芽的であるにせよ、すでに「人為的な稀少性」が原型として成立していることを見る。それを典型的に物語る事例として、著者はその研究主題に映像作品のアートマーケットにおける作品の所有概念も変化していることを指摘している。

著者は、映像作品をめぐる要素技術(ビデオカメラなど映像作品を成立させる技術的な要件)の歴史的な変遷には立入った論を展開してはいない。むしろそれらを回避して、映像作品が他のコンセプチュアルアートやインスタレーション作品など平面に集約されていた美学的な形式から逸脱してゆく軌跡の歴史的な解明に絞りこんで、映像作品の市場性における「人為的な稀少性」という作業仮説の有効性について論じてゆく。その結果、これまで「文化経済学」や「映像文化論」といった分野で単なるエピソードとして語られることの多かった、視覚芸術あるいは現代美術における映像作品の市場性をめぐる文化的事蹟という観点から総体的に捉え直し、少なからず新しい方法論を見出すことに成功している。

平成29年3月3日、学位論文審査委員会の主催による最終試験において、審査委員全員出席のもと研究論文について著者による口頭発表を求め、著者が参照する先行事例や学術的な背景について質疑応答を行った。最終試験では、結論における「人為的な稀少性」への代替案についての論述が量的に足りなくて説得力に欠けること、映像作品がエフェメラルな作品形態として曖昧に位置づけられていること、そして各章の関係が断片的で有機的な結びつきがやや弱いことなどが指摘された。とはいえ、本研究の独創的な論述の学術的意義を貶めるものではなく、むしろそれらを積極的に評価すべきであるとの意見で審査委員全員が一致した。

よって著者は博士(学術)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。